

障がいをもつ入学志願者等との事前相談について

障がいをもつ等、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある入学志願者は、出願に先立ち、本学と予め相談してください。なお、心身の障がいの程度により、卒業後の資格試験(国家試験)に合格しても「歯科医師」・「薬剤師」・「看護師」等の免許が交付されないことがあります。下記の関係法令等をご参照いただき、免許交付に関する詳細は厚生労働省にお問い合わせください。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について(抜粋)

(平成13年7月13日/医政発第754号/医業発第765号/各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区区长あて厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬局長通知)

第2 改正の内容

2 障害者に免許を与えるかどうかを決定するとき等の手続規定の整備

(1) 医師の診断書による障害の有無等の確認

現行制度において資格等の取得等に係る申請に際して、提出を求めている医師の診断書は、免許権者等が、申請者の障害の有無や現に使用している障害を補う手段、現に受けている治療等を把握するため、改正後も障害者に係る欠格事由を存置したすべての資格において、引き続き提出を求めることとする。

(2) 障害を補う手段等の考慮

免許を申請した者が、障害者に係る欠格事由に該当する者である場合において、免許を与えるかどうかを判断するに当たっては、その者が現に利用している障害を補う手段又はその者が現に受けている治療等により障害が補われ又は障害の程度が軽減されている状況を考慮するものとする。

歯科医師法(抜粋)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

歯科医師法施行規則(抜粋)

第1条 歯科医師法第4条第1号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

薬剤師法(抜粋)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により薬剤師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者

薬剤師法施行規則(抜粋)

第1条の2 薬剤師法第5条第1号の厚生労働省令で定める者は、視覚又は精神の機能の障害により薬剤師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

保健師助産師看護師法(抜粋)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前2条の規定による免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 3 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 4 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

保健師助産師看護師法施行規則(抜粋)

第1条 保健師助産師看護師法第9条第3号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

社会福祉士及び介護福祉士法(抜粋)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

- 1 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 第32条第1項第2号又は第2項（これらの規定を第42条第2項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(抜粋)

第1条の2 社会福祉士及び介護福祉士法第3条第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

精神保健福祉士法(抜粋)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。

- 1 心身の故障により精神保健福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 この法律の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

精神保健福祉士法施行規則(抜粋)

第1条 精神保健福祉士法第3条第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

公認心理師法(抜粋)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。

- 1 心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 この法律の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

公認心理師法施行規則(抜粋)

第1条 公認心理師法第3条第1号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

理学療法士及び作業療法士法(抜粋)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 前号に該当する者を除くほか、理学療法士又は作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 3 心身の障害により理学療法士又は作業療法士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 4 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

理学療法士及び作業療法士法施行規則(抜粋)

第1条 理学療法士及び作業療法士法第4条第3号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により理学療法士及び作業療法士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

言語聴覚士法(抜粋)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 前号に該当する者を除くほか、言語聴覚士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 3 心身の障害により言語聴覚士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 4 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

言語聴覚士法施行規則(抜粋)

第1条 言語聴覚士法第4条第3号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により言語聴覚士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

臨床検査技師等に関する法律(抜粋)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

- 1 心身の障害により臨床検査技師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、あへん又は大麻の中毒者
- 3 第2条に規定する検査の業務に関し、犯罪又は不正の行為があった者

臨床検査技師等に関する法律施行規則(抜粋)

第1条の3 法第4条第1号の厚生労働省令で定める者は、視覚又は精神の機能の障害により臨床検査技師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

歯科衛生士法(抜粋)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 3 心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 4 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

歯科衛生士法施行規則(抜粋)

第1条 歯科衛生士法第4条第3号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科衛生士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。